

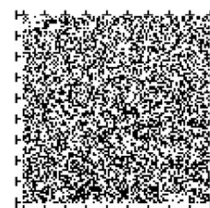
足立区バリアフリー地区別計画 (綾瀬・北綾瀬周辺地区編) 素案

令和5年11月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る
ことができます。



目次

第1章 地区別計画の概要

1	バリアフリー地区別計画の位置づけ	1
(1)	バリアフリー基本構想とは	1
(2)	足立区におけるバリアフリー基本構想	1
(3)	10か所にバリアフリー地区別計画を策定	3
2	地区別計画の内容	4
(1)	地区別計画におけるバリアフリー化の進め方	4
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法	6
(3)	生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法	7
3	地区別計画策定後の進め方	9
(1)	特定事業計画書の作成	9
(2)	特定事業の進行管理	9
(3)	利用者意見の反映	9

第2章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1	地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）の策定にいたる経緯	12
---	----------------------------	----

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリーの現状と課題	14
(1)	綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化	14
(2)	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の現状と課題	16
2	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針	18
3	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	19
(1)	生活関連施設の設定	19
(2)	生活関連経路の設定	22
(3)	重点整備地区の区域の設定	26
(4)	生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定	31
(5)	ハード面のバリアフリー化に向けた特定事業の設定	32
(6)	ソフト面での特定事業の設定	60

資料編

資料1	地区の概況	63
資料2	検討の経緯	65
資料3	足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要	66
資料4	まち歩き点検等における区民意見	72
資料5	足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧	127

主な用語の説明


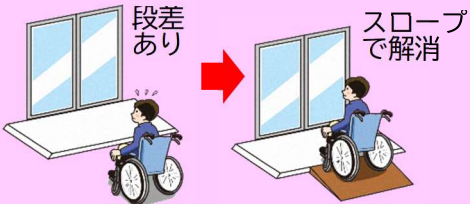
【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。併せて、全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する考え方が位置付けられている。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例	 はじめから段差なし	 段差あり → スロープで解消

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第1章 地区別計画の概要

1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとする」としています。

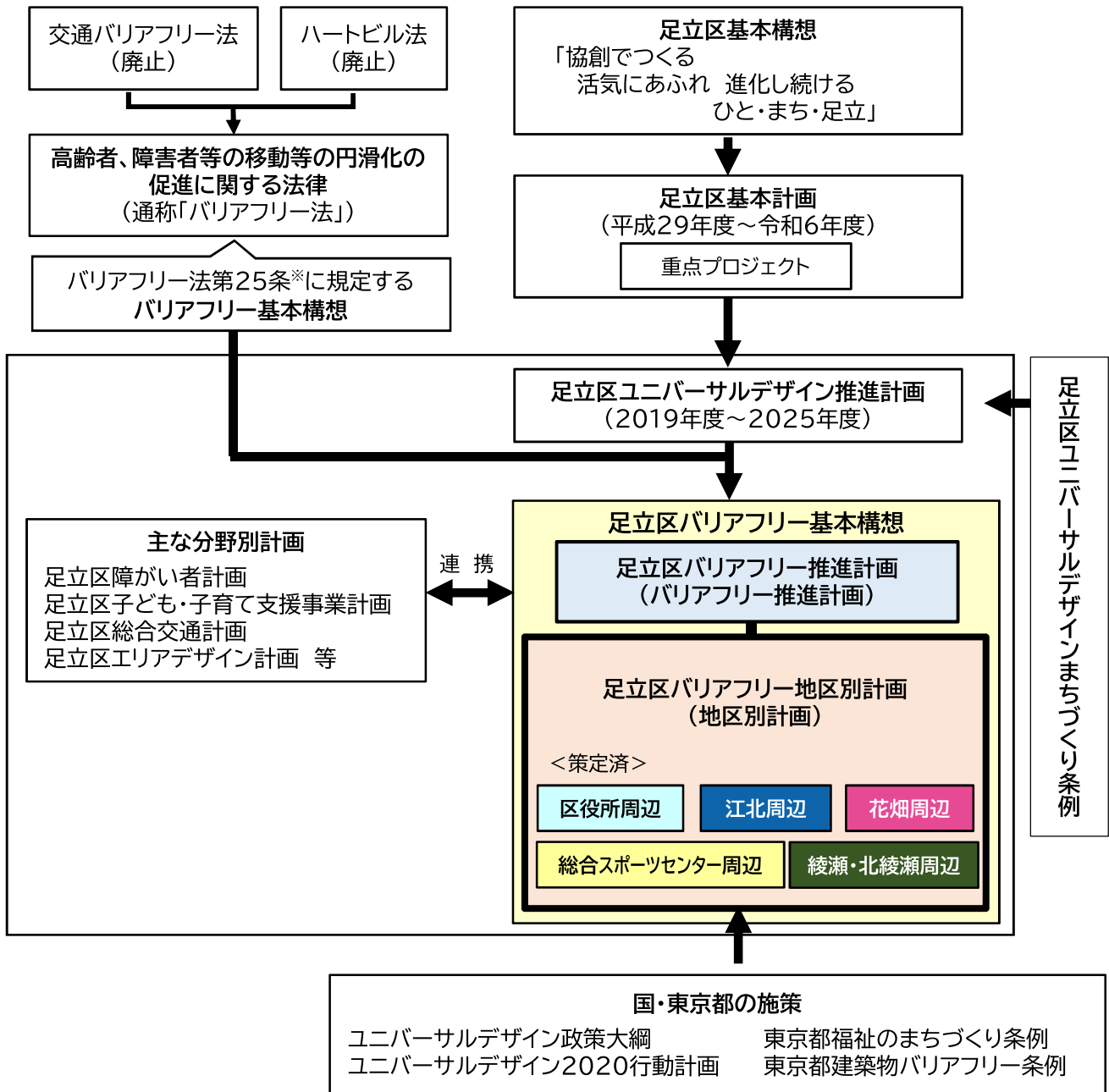
(2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第25条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※ バリアフリー法第25条

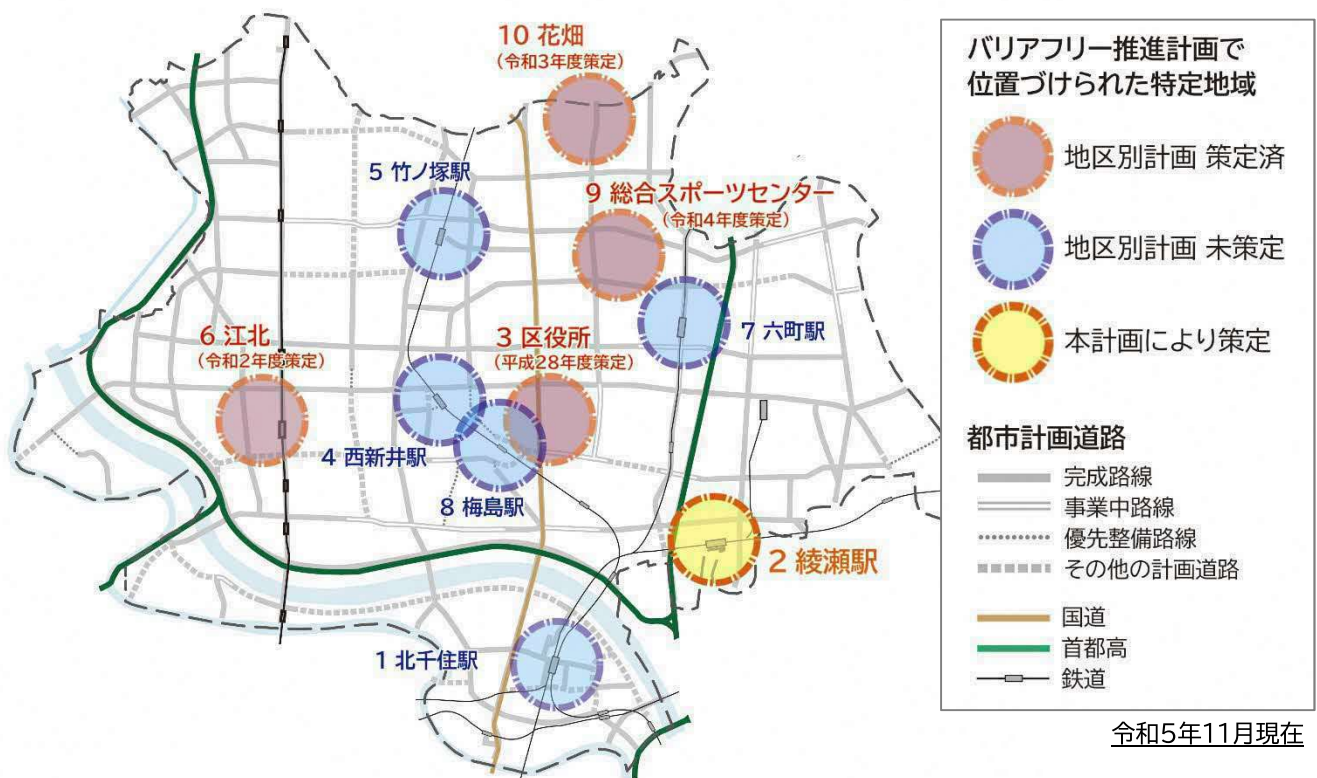
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとする。

(3) 10か所にバリアフリー地区別計画を策定

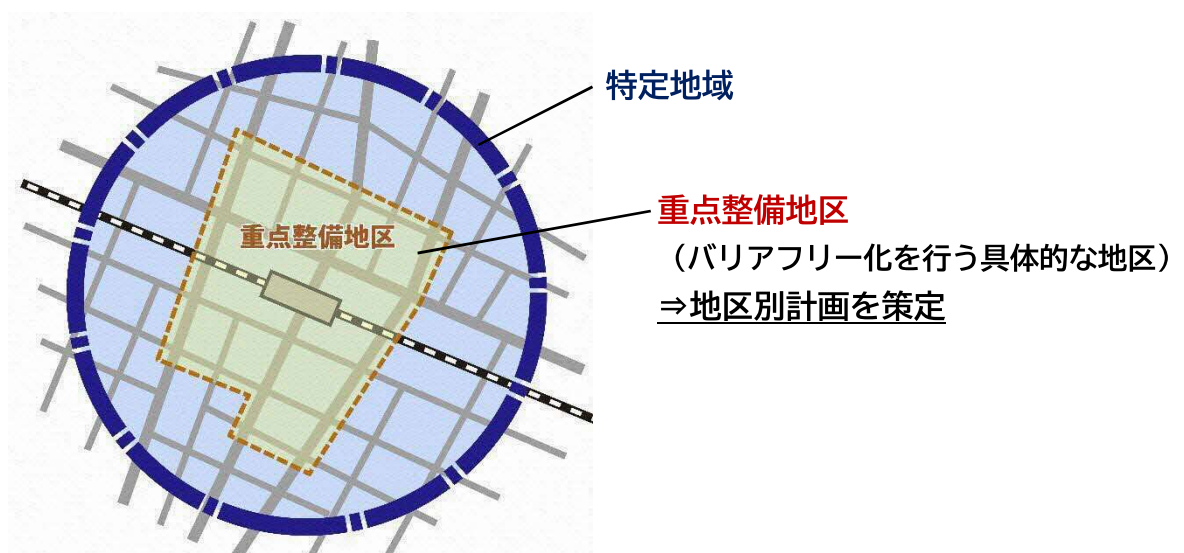
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定します。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



2 地区別計画の内容

(1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。

ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその区域を以下の通り設定します。

(ア) 「生活関連施設」(「バリアフリー法第2条第23号イ」)

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

(イ) 「生活関連経路」(「バリアフリー法第2条第23号ロ」)

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

(ウ) 「重点整備地区」(「バリアフリー法第2条第24号」)

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定区域です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法は6ページに示します。

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業[※]につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法は7ページに示します。

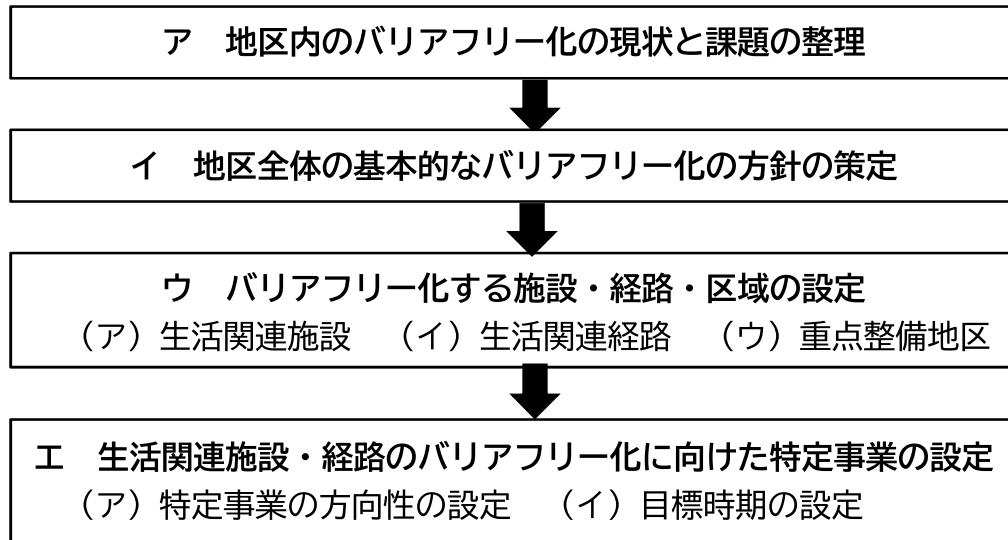
(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

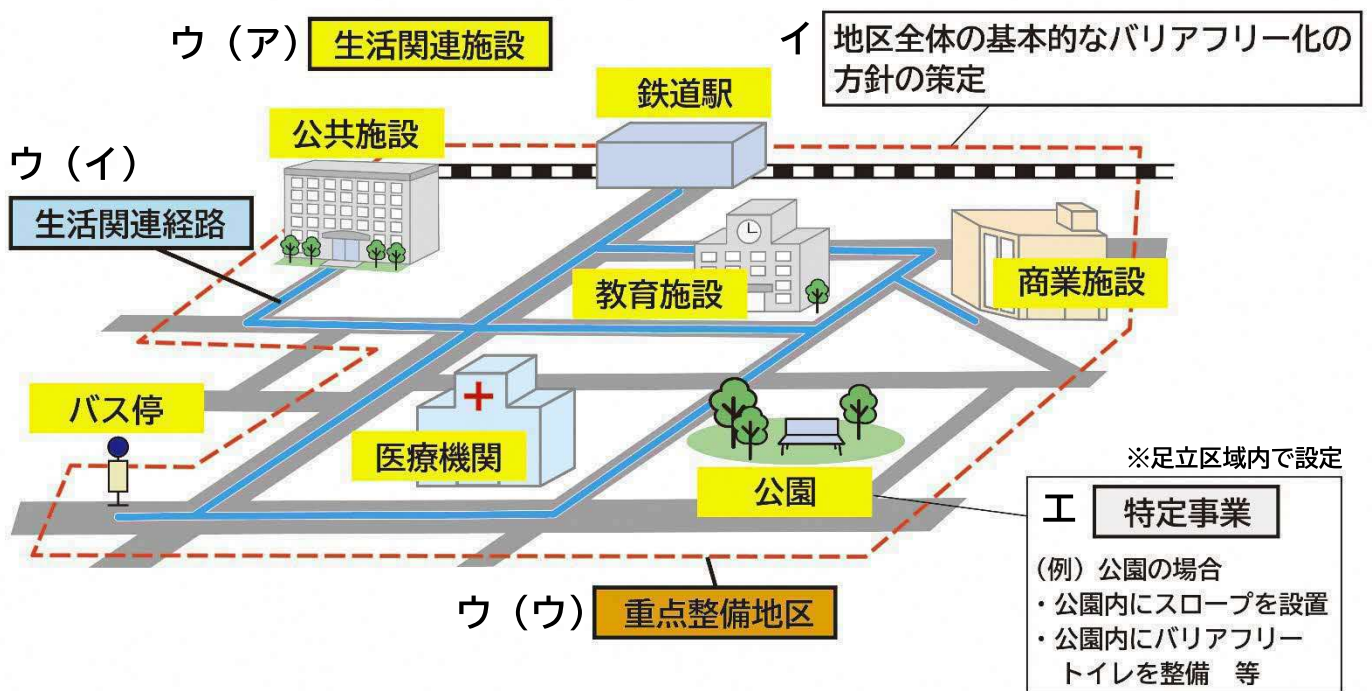
※特定事業(バリアフリー法第2条第25号)

バリアフリー法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ



(2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア 生活関連施設（「バリアフリー法第2条第23号イ」）

バリアフリー法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均2,000人以上の乗降がある鉄道駅※ ¹
公園	公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地※ ² 等
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関等	病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店※ ³
	教育施設等	小学校、中学校、幼稚園、保育所、専門学校、特別支援学校等

※¹ バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※² 足立区立公園条例第1条の4（5）「前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるように配置」により定められている都市公園

※³ 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ 生活関連経路（「バリアフリー法第2条第23号ロ」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー法第2条第24号」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー法第2条第25号）とといいます。特定事業は、次ページの表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を足立区域内で設定します。なお、隣接自治体の区域内は、当該自治体の上位計画・関連計画等との整合を図ることに留意し、区境のバリアフリー化にあたっては、自治体間で協議しながら進めます。また、建築物特定事業については生活関連施設のうち、足立区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

<p>短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業 長期：短期には位置づけられないが長期的な取り組みによって、事業完了を目指す事業</p>

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
【ハード系の特定事業】		
公共交通特定事業 (バリアフリー法 第28条)	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 バリアフリースイールの設置 ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 バス停に上屋やベンチの設置 バス・鉄道車両のバリアフリー化 等
道路特定事業 (バリアフリー法 第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差・勾配の改善 歩道の平坦性の確保 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等
都市公園特定事業 (バリアフリー法 第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 園路の幅員の確保、傾斜路の設置 バリアフリースイールの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
建築物特定事業 (バリアフリー法 第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 出入口・廊下等の幅員の確保 階段の手すりの設置 バリアフリースイールの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
交通安全特定事業 (バリアフリー法 第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備 道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備 違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等
その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者案内サインの設置 等
【ソフト系の特定事業】		
教育啓発特定事業 (バリアフリー法 第36条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるバリアフリー教室の開催 障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等

3 地区別計画策定後の進め方

(1) 特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー法に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定め、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

(2) 特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

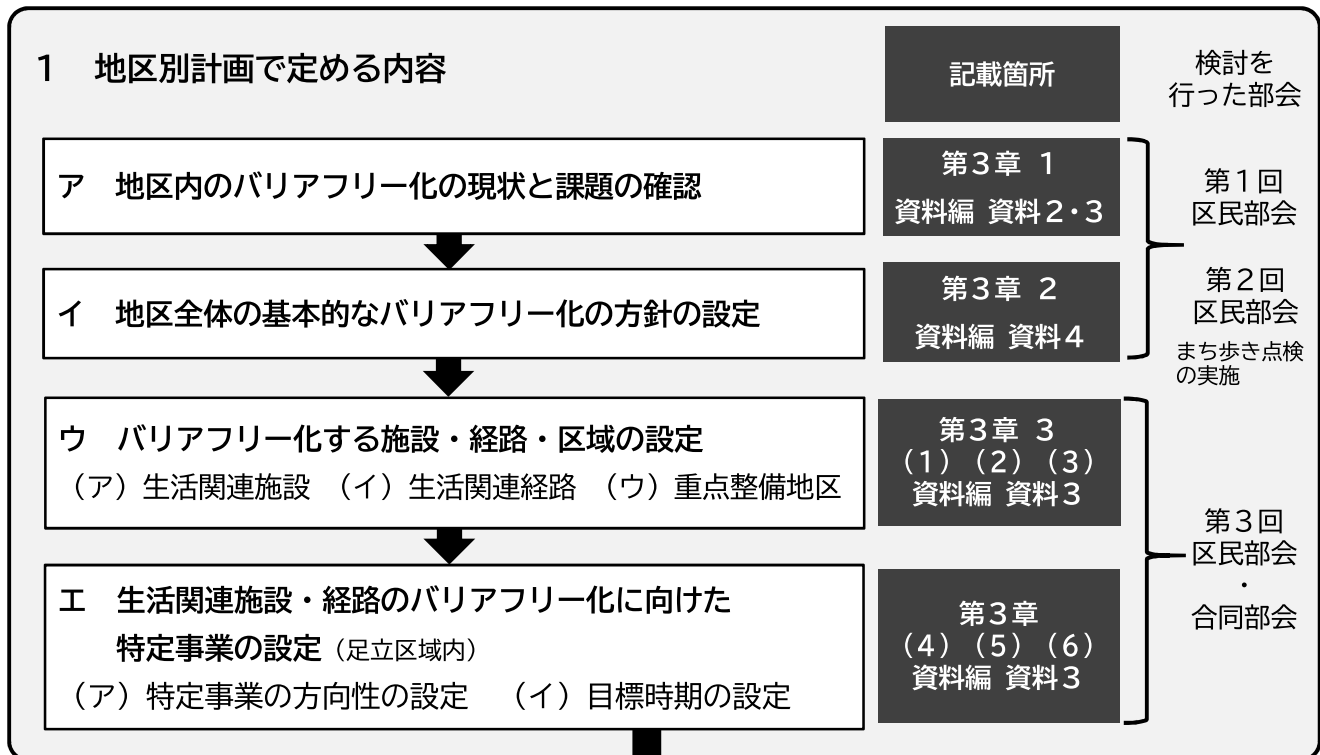
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料5参照）において、PDCAサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。

(3) 利用者意見の反映

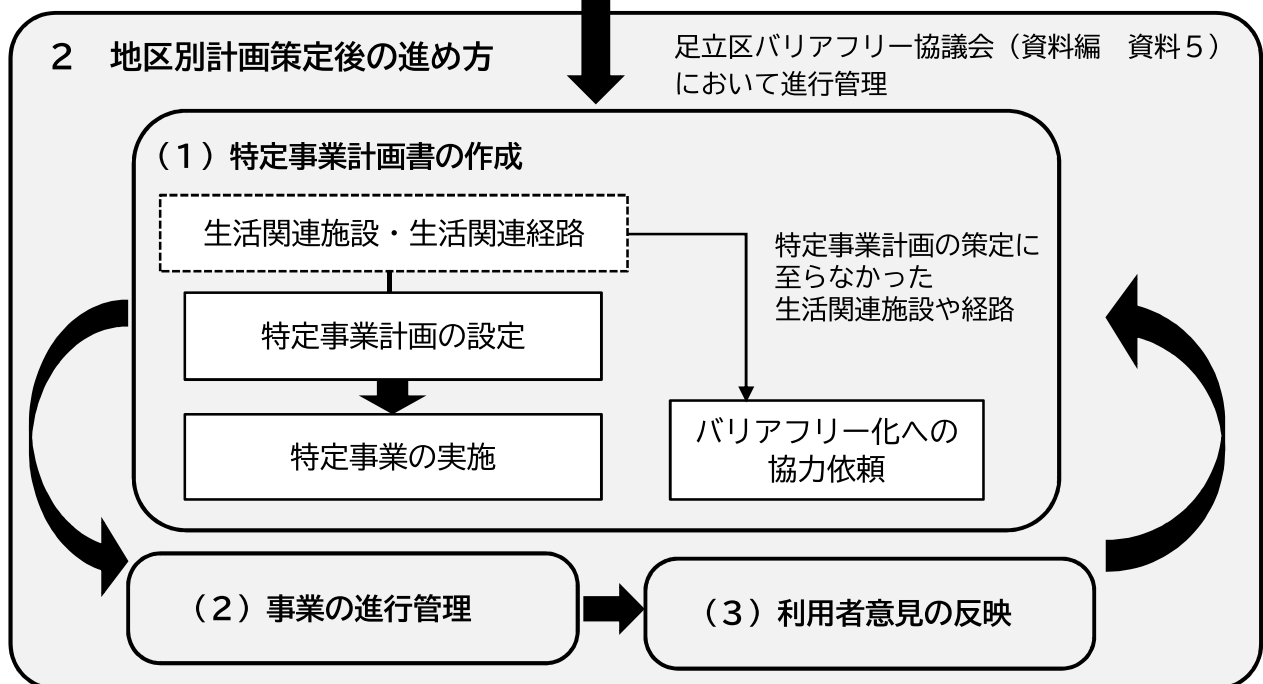
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、バリアフリー法第25条の2を踏まえ、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、地区別計画や特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



地区別計画策定後



綾瀬・北綾瀬周辺地区の重点的かつ面的なバリアフリー化の実現

(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ

特定事業の具体例

情報アクセス・コミュニケーション



心のバリアフリー



特定事業の具体例



特定事業の具体例



特定事業の具体例



特定事業の具体例



宿泊施設

旅客施設

商業施設

官公庁等

生活関連経路

駐車場

教育・文化施設等

保健・医療・福祉施設

公園

信号機

保健・医療・福祉施設

重点整備地区

特定事業の具体例



歩道



特定事業の具体例

【地区別計画の内容】

ア バリアフリー化の現状と課題の確認

ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた足立区域内の**特定事業の設定**

イ バリアフリー化の基本的な方針の設定

(ア) 生活関連施設

施設名

(イ) 生活関連経路



(ウ) 重点整備地区の区域



(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

第2章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1 地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）の策定にいたる経緯

綾瀬・北綾瀬周辺地区では、令和3年12月に「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」、平成31年3月に「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」が策定されました。「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に”をテーマに、綾瀬駅東口駅前の整備をはじめとした事業が実施されています。「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“北綾瀬駅周辺の活性化”をテーマに、北綾瀬駅及びその周辺の整備をはじめとした事業が実施されています。また、令和4年5月には、区が内閣府による「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、綾瀬エリアをモデル地域として取組が進行しつつあります。

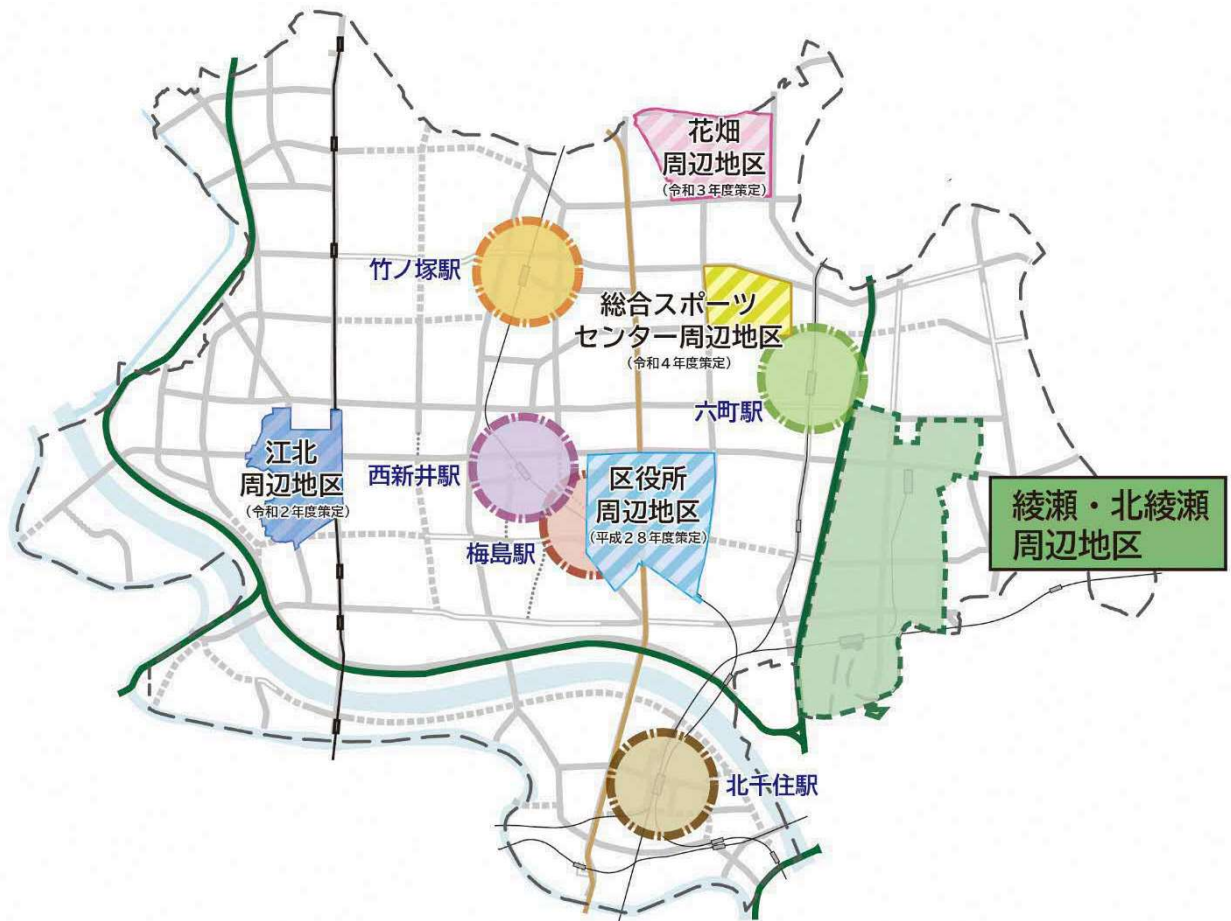
このことから、綾瀬・北綾瀬周辺地域においては、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっており、「足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）」の策定に至りました。

区内の主要な鉄道駅周辺と綾瀬・北綾瀬周辺地区における地区別計画策定を検討する時期について

地区名	検討を開始すべき主要要素	検討を開始する時期
北千住駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内及び駅周辺の経路・動線についての課題解決の方向性の確定 東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 北千住エリアデザイン計画の策定 	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅東口の大型駅前ビル等の土地利用について検討が本格化 駅から子ども家庭支援センター跡など主要な公共施設への円滑な歩行空間の形成の方向性の目途 綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	駅前広場等の駅周辺主要施設の整備計画が明らかになり、区外公共施設等に向かう足立区内の歩行空間のバリアフリー化等について検討や葛飾区との協議調整が始まった段階
北綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅北側の交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の検討が本格化 北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の整備や、駅周辺のまちづくりについて、見通しが明らかになった段階
西新井駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 西口駅前広場の改修の方向性が確定 西新井エリアデザイン計画の策定 	地区計画の策定等、駅周辺のまちづくり計画の策定にあわせて
竹ノ塚駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業の完了 竹の塚エリアデザイン計画の策定 	連続立体交差事業の完了後の駅周辺のまちづくり計画策定にあわせて

※「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成しました。

地区別計画の策定状況



重点整備地区		都市計画道路	
<地区別計画 策定済>			
	区役所周辺地区	平成28年度策定	完成路線
	江北周辺地区編	令和2年度策定	事業中路線
	花畑周辺地区	令和3年度策定	優先整備路線
	総合スポーツセンター周辺地区	令和4年度策定	その他の計画道路
	本計画により策定	令和5年度策定	国道
			首都高
			鉄道

令和5年11月現在